

9月以降の一般会計予算の執行について

主計局法規課長 大鹿 行宏
課長補佐 松本 圭介

1. 概要

平成24年度における特例公債の発行等について定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案」（以下「特例公債法案」という。）は、第180回国会において審議未了のまま廃案となった。

特例公債法案は、平成24年度一般会計歳入予算90.3兆円の約4割に相当する38.3兆円を賄うための特例公債の発行根拠を規定するものであるが、当該法案が廃案となったことから、現時点では特例公債金38.3兆円を歳入として見込むことができない。このため、建設公債対象経費以外の経費に充てられる財源は、46.1兆円しか確保できていない状況にある。

政府としては、本年度当初から、復興関係予算については速やかな執行を図りつつ、一般会計から特別会計への繰入時期を延期するなどきめ細かな執行管理を行ってきたところであるが、一般会計予算に係る9月末までの支出見込額（建設公債発行対象経費を除く。）は38.6兆円に達する見込みであり、特例公債法案の成立が見込めない状態で従来通りの予算執行を続けていくと、一般会計の財源が枯渇する懸念が現実のものとなりかねない。

このため、関連法令の規定や国民生活・経済活動への影響を踏まえつつ、各経費の支払の緊要性を再点検し、可能な限り予算の執行を後ろ倒すことにより、財源の枯渇時期を少しでも遅らせるこ

とが必要であり、こうした観点から、財政法第34条第2項の規定に基づく支払の計画の承認に関する方針として、「9月以降の一般会計予算の執行について」が9月7日に閣議決定された。

（参考1）特例公債法案は、平成24年1月24日に24年度予算とともに国会に提出され（予算は3月8日に衆議院本会議において可決し、4月5日に成立。）、7月31日に年金特例公債の発行・償還に係る規定を追加するための法律案中修正の承諾を受け、8月28日に衆議院本会議において可決し、参議院に送付されたが、参議院において審議未了、廃案となった。政府としては、同内容の法律案を次期国会に提出する予定。

（参考2）財政法（昭和22年法律第34号）

第34条 各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された予算に基いて、政令の定めるところにより、支出担当事務職員ごとに支出の所要額を定め、支払の計画に関する書類を作製して、これを財務大臣に送付し、その承認を経なければならない。

2 財務大臣は、国庫金、歳入及び金融の状況並びに経費の支出状況等を勘案して、適時に、支払の計画の承認に関する方針を作製し、閣議の決定を経なければならない。

3 略

2. 基本的考え方

今回の予算執行抑制の対象経費は、特例公債金が財源となる全ての経費とされている（建設公債発行対象経費及び特定財源の対象経費等については、特例公債を財源とするものではないことから対象外。）。但し、以下の経費については、予算執行が抑制された場合における国民生活・経済活動への影響等に鑑み、当面は対象外とされている。

- イ) 行政活動の維持に不可欠な経費（庁舎借料等）
- ロ) 国から国民への直接払いの経費（精査の上で必要があるものに限る。ハからヘまでにおいて同じ。）
- ハ) 安全保障・司法・治安関係の経常経費
- ニ) 緊要性の高い外交活動に係る経費
- ホ) 災害対策に係る経費
- ヘ) 経常的な統計調査・観測事業に係る経費
- ト) 法令・契約で支払時期が定められており、現時点では抑制が困難な経費（医療・介護・生活保護等の地方公共団体向け負担金を含む。）

特別会計については、一般会計からの繰入金を財源とする経費について、一般会計に準じた執行抑制を図ることにより、繰入れの抑制を図るものとし、また、引き続き、可能な限り一般会計からの繰入れの延期を図ることとし、一層の取組を行うこととされている。但し、復興事業については、一般会計から復興特会への繰入れも含め、引き続き速やかに執行することとされている。

なお、国債の元利払いは、国債整理基金特別会計を通じて行われているが、「法令・契約で支払時期が定められている経費」が対象外とされていることから明らかなように、今回の予算執行抑制により国債の元利払いに支障を生ずることはない。

3. 予算執行抑制の内容

(1) 政府部内の支出

いわゆる行政経費（庁費・旅費・諸謝金等）について、原則として、毎月、予算額を12で除した額の50%以下に支払を抑制するものとされている。

(2) 独立行政法人向け支出

独立行政法人運営費交付金及び国立大学法人運営費交付金等については、原則として、3ヵ月毎に、予算額を4で除した額の50%に相当する額以上の交付を留保するものとされている。

(3) 地方公共団体向け

地方交付税のうち道府県分の普通交付税については、当面、9月交付分について、9月から11月について月割りの交付とすることとされている。

また、裁量的補助金については、原則として新たな交付決定は行わないものとし、交付決定が済んでいるものであっても、その補助事業の内容を改めて精査し、可能な限り執行を留保するよう努めるものとされている。

(4) 民間団体等向け支出

裁量的補助金については、基本的に地方公共団体向けと同様の対応とし、私学助成については、交付時点において、国立大学法人運営費交付金と同様の対応とすることとされている。

その他、法令において支払時期が定められていない経費については、できる限り支払の延期を図るものとされている。

(5) 国会・裁判所・会計検査院所管予算

国会・裁判所・会計検査院所管の予算についても、上記に準じた対応を行うよう、要請するものとされている。

4. 支払予定先の資金繰りへの配慮

支払予定先において余裕資金や民間借入れ等の活用が困難な場合の資金繰りや追加借入れに伴う財務への影響等については、政府として、必要な配慮を行うこととされている。

5. 更なる対応の検討

上記の対応によっても、特例公債法案の成立が見込めない限り、早晚、一般会計の財源は枯渇することから、今後の状況に応じて、予算執行抑制のための法的措置も含め、更なる対応を検討し、本方針について必要な見直しを行うものとされている。

今回の予算執行抑制の内容

政府 部内	行政経費（庁費・旅費・諸謝金等） ・毎月、予算額の50%以下に支払を抑制。
独法等 向け	独法運営費交付金等 ・3ヵ月毎に、予算額の50%以上の支払を留保。 国大運営費交付金（同上）
地方 向け	地方交付税 ・道府県分の普通交付税については、当面、9月交付分について、9～11月について月割りの交付。 裁量的補助金 ・新たな交付決定は行わず、決定済みでも可能な限り執行を留保。
	裁量的補助金 ・新たな交付決定は行わず、決定済みでも可能な限り執行を留保。 ・私学助成は、交付時期において、国大運営費交付金と同様に対応。
民間等 向け	法令で支払時期が定められていない負担金等 ・できる限り支払いを延期。
特会 繰入れ	・一般会計からの繰入金を財源とする経費について、一般会計に準じた対応。 ・一般会計からの繰入れ時期の延期について、一層の取組。

= 24年度予算額（建設公債対象経費等を除く。）：3.0兆円

※今回の執行抑制対象外：約2.4兆円

（例：自衛隊・海保・警察等の活動経費、契約締結済みのシステム経費）

⇒執行抑制のベースとなる金額：約0.6兆円（約500億円/月）

= 24年度予算額：1.1兆円（約0.2～0.3兆円/3ヵ月）

= 24年度予算額：1.1兆円（約0.2～0.3兆円/3ヵ月）

= 24年度予算額（交付税特会出口ベース）：17.5兆円
（うち普通交付税16.4兆円）

= 24年度予算額：0.7兆円

= 24年度予算額：1.5兆円

= 24年度予算額（一般会計から特会への繰入れ）：52兆円
（国債整理基金特会22兆円、交付税特会17兆円、年金特会10兆円など）

6. 予算執行抑制の効果

今回の予算執行抑制により、従来通りの予算執行を続ける場合に比べ、9月に約3兆円程度、10月に約1兆円程度及び11月に約1兆円程度の抑制効果が見込まれている。主な経費の執行抑制効果は下記の通りである。

7月6日の財務大臣会見において、「このままの予算執行を続けていくと10月末には財源がほぼ枯渇する」との見通しを公表していたが、今回の取組を行っても、11月末には財源がほぼ枯渇してしまうおそれがあり、今後の状況次第では更なる対応が必要となる可能性がある。

また、今回の予算執行抑制においては、国民生活・経済活動への影響を極力生じさせないよう、国から国民への直接払いの経費や安全保障・司法・治安関係の経常経費等を予算執行抑制の対象外とするとともに、支払予定先の資金繰りにも配慮することとしているが、波及的な影響は生じ得るもの

であり、予算執行抑制が長期化すれば、様々な分野で重大な影響が生じることが懸念される。そのような事態に至ることのないよう、次期国会に再提出する特例公債法案の速やかな成立に向けて取り組んでいく必要がある。

（注）予算執行抑制の効果については、実際の予算執行によって変動するものであることに留意する必要。

【主な執行抑制効果】

①9月の抑制効果見込：▲約3兆円

- 地方交付税（交付税特会への繰入れ）：▲2.2兆円程度

道府県分の普通交付税について、9月交付分を9月から11月までの月割り交付とすること（▲1.4兆円）及び交付税特会への繰入れの前倒しを取りやめることによるもの（▲0.7兆円）

- 協会けんぽ向けの負担金：▲0.5兆円

9月に予定されていた支払を当面延期するこ

とによるもの。

- 独立行政法人・国立大学法人等向けの運営費交付金：▲0.1兆円

3ヵ月ごとに50%を留保するとのルールに基づく交付抑制によるもの。

②10月の抑制効果見込：▲約1兆円

- 年金特会への繰入れ：▲1.1兆円
繰入れの延期によるもの。
- 独立行政法人・国立大学法人等向けの運営費交付金：▲0.1兆円

3ヵ月ごとに50%を留保するとのルールに基づく交付抑制によるもの。

- 地方交付税（交付税特会への繰入れ）：+0.7兆円

9月交付分の一部を交付することによるもの。

③11月の抑制効果：▲1兆円

- 地方交付税（交付税特会への繰入れ）：▲0.8兆円

9月交付分と同様の抑制を続け、道府県分の普通交付税の支払を12月以降とすると仮定した場合（11月交付分の取扱いは未定）の抑制効果（▲2.2兆円）、9月交付分の残りの交付（+0.7兆円）及び9月に見送った交付税特会への先行繰入れを11月に実施することによるもの（+0.6兆円）

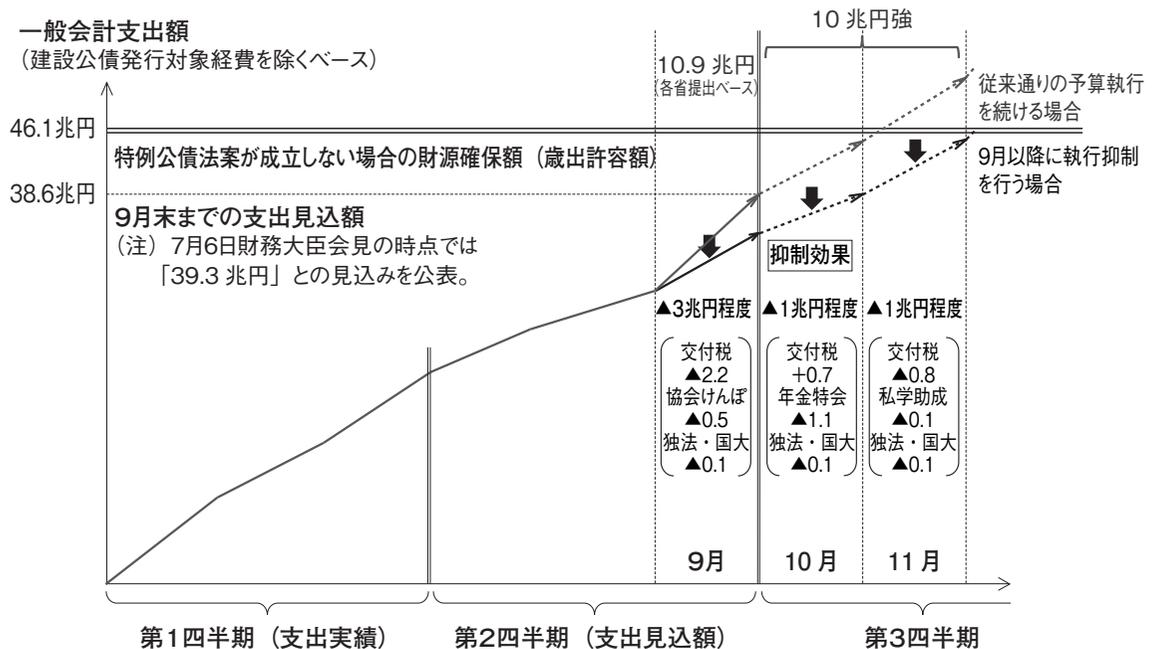
- 私学助成：▲0.1兆円

国立大学法人向けの運営費交付金と同様の対応することによるもの。

- 独立行政法人・国立大学法人等向けの運営費交付金：▲0.1兆円

3ヵ月ごとに50%を留保するとのルールに基づく交付抑制によるもの。

今回の予算執行抑制の効果



(注1) 現時点の見込みであり、計数の変動がありうる。

(注2) 「従来通りの予算執行を続ける場合」については、年度当初から取り組んでいるきめ細かな執行管理（一般会計から特別会計への繰入時期の延期等）の効果織り込んでいる。

(注3) 「9月以降に執行抑制を行う場合」については、11月分の交付税の取扱いは今後検討されることとなるが、今回同様の抑制を続けるものと仮定して試算している。
(なお、9月の交付税の抑制効果には、道府県分の普通交付税の交付抑制（▲1.4兆円）のほか、交付税特会への繰入前倒し等の取止め（▲0.7兆円）を含む。）

7. 財務省証券の発行による 予算執行

なお、特例公債法案の成立の見込みにかかわらず、財務省証券の発行により予算執行を継続することができないかという指摘も見られる。

しかし、財務省証券は、財政法第7条第2項において、当該年度の歳入を以て償還されなければならないとされている。すなわち、財務省証券はその年度の歳入である税収・税外収入等が国庫に入ってくるまでの一時的な資金繰りの手段であり、財務省証券の発行収入金は歳入ではない。また、財政法第12条においては、各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならないと定められている。したがって、特例公債法案の成立が見込めない状況下において、歳入とならない財務省証券を財源調達的手段として発行し、予算執行を続けていくことは財政法の規定に照らして許容されないと考えられる。

(参考) この点については、関連する質問主意書に対する答弁書においても、「予算は成立しているが、歳入予算に関連する税制改正や公債発行に係る法案があり、かつ、それらが成立しない場合には、当該法案に基づく新たな歳入としては、見込むことができず、予算の執行は、既存の法律に基づく税収や建設公債の発行収入金等の範囲内でしか行えないこととなる」(林芳正議員、宮沢洋一議員提出「予算と法律の不一致に関する質問主意書」に対する答弁書(平成23年2月1日閣議決定))、また、「財務省証券の発行は、特例公債法案に基づく歳入を見込むことができず、かつ、当該歳入以外にもその償還のための財源が確保できていない状況では、財政上許容されないと考えている。」(浜田昌良議員提出「公債特例法案の成立の遅れに伴う予算執行抑制の妥当性に関する質問主意書」に対する答弁書(平成24年9月11日閣議決定))との答弁がなされている。

(以 上)

9月以降の一般会計予算の執行について

〔平成24年9月7日〕
閣議決定

記

1. 基本的な考え方

平成24年度における特例公債の発行等について定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案」（以下「特例公債法案」という。）は、通常国会の会期末を間近に控えた現時点においても、依然として、成立の見込みが立たない状態が続いている。このため、現時点では、本年度一般会計歳入予算に計上した特例公債金38.3兆円は、歳入として見込むことができず、建設公債対象経費以外の財源に充てられる財源は、46.1兆円しか確保できていない状況にある。

政府は、本年度当初から、復興関係予算については速やかな執行を図りつつ、一般会計から特別会計への繰入時期を延期するなどきめ細かな執行管理を行ってきたところであるが、本年度一般会計予算に係る9月末までの支出見込額は38.6兆円¹⁾に達する見込みであり、特例公債法案の成立が見込めない限り、従来通りの予算執行を続けていくと、一般会計の財源が枯渇する懸念が現実のものとなりかねない。

このため、関連法令の規定や国民生活・経済活動への影響を踏まえつつ、各経費の支払の緊要性を再点検し、可能な限り予算の執行を後ろ倒すことにより、財源の枯渇時期を少しでも遅らせることが必要である。こうした観点から、財政法第34条第2項の規定に基づく支払の計画の承認に関する方針として、特例公債法案の成立の見込みが立つまでの間の一般会計予算の執行について、下記のとおり定めるものとする。

- ① 特例公債金が財源となる全ての経費について、予算執行の抑制を図るものとする²⁾。ただし、以下の経費については、当面は対象外とする。
 - イ) 行政活動の維持に不可欠な経費（庁舎借料等）
 - ロ) 国から国民への直接払いの経費（精査の上で必要があるものに限る。ハからヘまでにおいて同じ。）
 - ハ) 安全保障・司法・治安関係の経常経費
 - ニ) 緊要性の高い外交活動に係る経費
 - ホ) 災害対策に係る経費
 - ヘ) 経常的な統計調査・観測事業に係る経費
 - ト) 法令・契約で支払時期が定められており、現時点では抑制が困難な経費（医療・介護・生活保護等の地方公共団体向け負担金を含む。）
- ② 特別会計については、一般会計からの繰入金
を財源とする経費について、一般会計に準じた
執行抑制を図ることにより、繰入れの抑制を
図るものとする。また、引き続き、可能な限り
一般会計からの繰入れの延期を図ることとし、
一層の取組を行うものとする。
なお、復興事業については、一般会計から復
興特会への繰入れも含め、引き続き速やかに
執行する。

* 1) 建設公債対象経費を除く。各省提出ベース。

* 2) 建設公債や特定財源の対象経費は、特例公債を財源とするものではないことから、抑制対象外となる。

2. 具体的な予算執行抑制方針

① 政府部内の支出

いわゆる行政経費（庁費・旅費・諸謝金等）について、原則として、毎月、予算額を12で除した額の50%以下に支払を抑制するものとする。

② 独立行政法人等向け支出

独立行政法人運営費交付金及び国立大学法人運営費交付金等については、原則として、3ヵ月毎に、予算額を4で除した額の50%に相当する額以上の交付を留保するものとする。

③ 地方公共団体向け支出

地方交付税のうち道府県分の普通交付税については、当面、9月交付分について、9月から11月について月割りの交付とする³⁾。

裁量的補助金⁴⁾については、原則として新たな交付決定は行わないものとし、交付決定が済んでいるものであっても、その補助事業の内容を改めて精査し、可能な限り執行を留保するよう努めるものとする。

④ 民間団体等向け支出

裁量的補助金については、基本的に地方公共団体向けと同様の対応とし、私学助成については、交付時点において、国立大学法人運営費交付金と同様の対応とする。

その他、法令において支払時期が定められていない経費については、できる限り支払の延期を図るものとする。

⑤ 国会・裁判所・会計検査院所管の予算について

ても、上記に準じた対応を行うよう、要請するものとする。

3. 支払予定先の資金繰りへの配慮

政府として、支払予定先において余裕資金や民間借入れ等の活用が困難な場合の資金繰りや追加借入れに伴う財務への影響等について、必要な配慮を行う。

4. 更なる対応の検討

上記の対応によっても、特例公債法案の成立が見込めない限り、早晩、一般会計の財源は枯渇する。

このため、今後の状況に応じて、予算執行抑制のための法的措置も含め、更なる対応を検討し、本方針について必要な見直しを行うものとする。

*3) 月割りで7,184億円。

*4) 補助金等のうち、義務的経費（人件費、補充費途その他支出が法定されている経費等）に該当しないもの。